

市区町村の支援業務のあり方
に関する検討ワーキンググループ
第3回議事録

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策推進室

第3回市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ 議事次第

日 時：平成28年10月21日（金）15:00～17:12

場 所：中央合同庁舎5号館共用第8会議室（19階）

1. 開 会

2. 議 事

- （1）市区町村における支援拠点の機能について
- （2）その他

3. 閉 会

○事務局 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第3回「市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ」を開催いたします。

構成員の皆様には、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

なお、本日、奥山千鶴子構成員、渡辺構成員から御欠席の御連絡をいただいております。

それでは、これより先の議事は松本座長にお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

○松本座長 こんにちは。お忙しいところお集まりいただき、どうもありがとうございます。

早速議事に入りたいと思いますので、事務局から資料の確認をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料の確認をさせていただきます。

配付資料は右上に番号を付しておりますが、資料1～4、参考資料1～4になっております。追加資料といたしまして、鈴木構成員からの資料のホチキス留めになっているものと、加藤構成員からの資料がございます。

あと机上配付資料ということで、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第12次報告)」を1冊、皆様にお配りしております。

資料は以上でございますが、御確認いただければと思います。資料の欠落等がございましたら、事務局までお申しつけください。

以上でございます。

○松本座長 資料はよろしゅうございますでしょうか。

それでは、本日の議事に入りたいと思います。議案は1点であります。「市区町村における支援拠点の機能について」ということです。

今日で3回目でありましてけれども、前2回はそれぞれの構成員の方から、それぞれの地域の実情等も踏まえて御意見をいただきました。検討事項というふうにまとめていただいたものについて御意見いただくという形でしたけれども、それぞれの支援拠点のイメージというものを出していただいて、少し共有できたかなと思います。第1回のところをお願いをいたしましたけれども、なるべく早く運営指針のたたき台を出していただいて、それに基づいて具体的な議論に入ろうということでもあります。今日は実質その初回でありますので、本格的な議論がスタートすると、イメージの共有というよりはむしろ具体的にどういうものを構想して、運営指針等に何をどう書き込んでいくのかということについて、具体的に御議論をいただければと思います。今日で結論を出すというよりも、この後、来月あるいはその後も含めて数回のうちに結論を見たいと思いますので、今日は後ほど御説明いただきますけれども、運営指針の素案を出していただいておりますので、それをもとに忌憚のない御意見をいただければと考えております。

それでは、事務局から、運営指針のたたき台と関連する案について御説明をいただきたいと思ひます。

進め方ですけれども、その後、それぞれの構成員の方から資料を出していただいております。

ますので、その御説明もいただいて、前半の約1時間としたいと思います。その後の後半の1時間は議論に充てたいと考えております。

では、よろしく申し上げます。

○竹中虐待防止対策推進室長補佐 それでは、事務局から配付しております資料の御説明をさせていただきたいと思っております。

まず資料1ですけれども、これまでのワーキンググループにおける構成員の主な意見ということで、第1回、第2回でいただきました御意見につきまして、左側の区分ごとに整理をさせていただいております。青字のところは第2回のものでございまして、追記をさせていただいたものでございます。

その中で1つ、資料の9ページ、区分で言うと「6. その他」の第2回の2つ目のポツでございます。市町村で現在行っている子育て支援施策の見やすい一覧のようなものを作成できないかという宿題をいただいております、それにつきましては、参考資料1、A4の縦の資料でございますけれども、「市区町村における子育て支援施策及び母子保健施策の概要」ということで、下の1ページ目に対象年齢別でそれぞれ今、市区町村で展開・実施されている子育て支援施策ですとか母子保健施策のものを並べさせていただいたものになっています。それぞれ母子保健施策、子育て支援施策、支援が必要な家庭への支援ということで事業を並べておまして、その中に数字が書かれておりますけれども、この後ろのところにこの施策に見合ったいわゆる個票、概要を付けているという資料構成にしてございます。

さらに、市区町村では、1ページの一番下を書いておりますけれども、こういった上記以外のもので地方自治体が独自に地域の実情に応じて単独で実施しているものももちろん含むということになっています。ここでは、いわゆる国庫補助事業をベースとした施策を一応整理させていただきました。またいろいろと御意見があれば、言っていただきたいと思いますと思っております。

それでは、今日の本題の資料2-1の説明に移らせていただきたいと思います。資料2-1、A4の縦でございますけれども、「「市区町村における児童等に対する必要な支援を行うための拠点」（仮）運営指針（素案）のたたき台（案）」でございます。前回、いわゆる検討事項案ということで事項を並べさせていただいて、それについて御議論いただいたわけですけれども、その第2回の議論と、その後追加でいただいた御意見を今回反映させたものが、赤字で記載している部分になっております。

この資料ですけれども、1ページを見ていただくと、「2. 実施主体」の括弧のところ、これまでのワーキンググループでの主な議論ということで、それぞれの事項に見合った第1回、第2回、もしくは追加の御意見の議論をここに記載しております。

さらに、御議論いただきたいことということで、今回、論点として特に御議論いただいた方がよいのではないかと、この括弧内でそれぞれの事項ごとに書かせていただいているという状況でございます。

前回の資料では、3月の専門委員会報告に記載されていたものも参考で書かせていただいておりますけれども、それは今回この資料上からは外させていただいて、専門委員会の報告の記載につきましては、資料2-2「参考資料」に入れてございます。1枚めくっていただいて、3ページと4ページのところに、専門委員会でのこの拠点に関する記述を載せておりますので、これもあわせて参考でご覧いただきたいと思っております。

資料2-1ですけれども、「1. 趣旨・目的」から、幾つかいただいた御意見を受けて修正しております。

「2. 実施主体」につきましても、委託をする際の市区町村の留意すべき事項ということが前回も御議論になっておりましたので、それについて追記をさせていただいているものです。その中で御議論いただきたいこととしましては、社会福祉法人等に委託する場合に、委託先の要件をどこまで具体的に記載すべきなのか。支援内容のどの範囲までを可能とするのかというようなことを記載させていただいております。

次に「3. 支援対象」でございます。これにつきましては、さまざまな御意見をいただいているということになっております。

2ページ目のワーキングでの主な議論ということで、これまで支援拠点は要保護に限定すべきではなく、全ての子ども・家庭を視野に入れることが必要ですとか、支援対象者は要保護、要支援レベルと絞り込んで集中的に支援を行うべきではないかという御意見ですとか、支援対象については、要保護、要支援と定義で悩む話ではなくて、どういう関わりなのか、緊急度なのかというようなところで議論していくべきではないか。さらには、新たな拠点は要支援家庭から要保護家庭を対象として、その上で、一般の家庭や気になる家庭を対象とする地域子育て支援と新たな拠点はしっかりと連携するというような仕組みにしてはどうかというような御意見をいただいたところでございます。

それを踏まえまして、1ページ戻っていただいて、支援の対象につきましては、今回のところでは、「要支援児童若しくは要保護児童及びその家庭又は特定妊婦等」ということで書かせていただいております。

2ページに行っていただきまして、御議論いただきたいことでは、こういった支援対象を明確化することが必要と考えているが、どのように整理をしていくかということが今回テーマになるのではないかと考えております。

参考として、前回、用語の定義のお話が出ておりましたので、2ページ目の上のところに、児童福祉法上の定義につきまして、参考として記載をさせていただいているということになっています。

次に「4. 支援内容」でございます。これにつきましては、法律上どういったことをしていくのかということが羅列してあるわけなのですが、それをさらにブレイクダウンした形で(1)～(7)の事項に分けて整理をさせていただいております。特に複数の構成員の方から、(3)の支援計画の作成について行うべきではないかという御意見がありましたので、新たに記載をさせていただいているという状況でございます。

4 ページに行っていただきまして、この支援内容に関しまして御議論いただきたいこととしましては、児童相談所による指導措置の委託を受けて市町村が行う指導、いわゆる市町村指導の支援内容については、書き分けて整理する必要があるのではないかとということですとか、(7)のその他の必要な支援のところ、この支援拠点、市町村がどこまで対応していくのかと。例えば非行相談ですとか養育里親の支援などについても、こういった市町村、支援拠点で担っていくべきかというようなことを論点として挙げてございます。

次に「5. 類型」でございませけれども、今回、児童人口規模に応じたところで、その目安を記載させていただいております。大規模型のところでは、大都市部を中心として、例えば人口45万人程度で1か所、もしくは標準型であれば、中規模市部、人口約17万人程度のところで1か所、小規模であれば、小規模市町村部で、人口約5.6万人程度で1か所などという目安をとりあえず書かせていただいております。

さらに、その類型ごとに配置人数の例示を望ましい表現で書かせていただいております。その例示の中で、例えば小規模市町村部に限って書かせていただいておりますけれども、5 ページの上のところ、この名称については全部仮称になりますけれども、児童家庭支援員を2名、1名は非常勤でも良いのではないかと。虐待対応専門員も1名で、非常勤でも良いのではないかとということで、計3名の配置をするなどが望ましいというような目安などを書かせていただいております。これについて、また御議論いただきたいと思っております。

さらに、支援拠点は多様な運営方法を工夫していくことが地域の実情に応じて必要ではないかということで、そこでは今回、この要保護児童対策地域協議会との関係と、子育て世代包括支援センターとの関係、これは前回もいろいろと御意見をいただきましたので、一応書かせていただいております。特に要保護児童対策地域協議会のところでは、要保護児童対策地域協議会の調整機関の機能を支援拠点で担うことが望ましいというようなことを書かせていただいております。そこが支援拠点としての持つべき機能のあり方の議論にもなりますので、こういったところの御意見をいただきたいと思っております。

御議論いただきたいこととしましては、こうした類型に応じたモデル、配置例等を示す必要があると考えておりますけれども、どのように整理をしていくのかですとか、他の社会資源、御意見の中では例えば児童養護施設ですとか児童家庭支援センターなどが入りませけれども、そういった社会資源ですとか、役所内の関係部局との関係性の整理というものをどこまで具体的に記載していくのかというようなことが論点になるのではないかと思っております。

「6. 主な職員」に関しましても、支援拠点で必要と考えられる専門職の配置について書かせていただいております。ここでは、この支援拠点のモデルとなりました東京都の子供家庭支援センターの配置の体制を参考として書かせていただいております。東京都の体制につきましては、資料2-2「参考資料」の5 ページ「東京都「子供家庭支援センター事業」の概要」ということで、東京都からいただいて、こちらの方で加工させていただ

た資料を載せておりますけれども、その中で職員体制としては、子供家庭支援ワーカーを常勤であれば2人、非常勤であれば1人、虐待対策ワーカーについては、先駆型であれば常勤1人ですとか、心理専門支援員、常勤であれば1人もしくは非常勤であれば2人以上というような目安を東京都の子供家庭支援センターの方ではお示ししておりますので、そういったものをある程度参考として、主な職員の配置について書かせていただいております。

この5ページのところで、職員の状況についてなのですが、実際に今の市区町村でどのような人たちがこういった相談業務に応じているかというようなものを国の方で調査しております、今見ていただいた東京都子供家庭支援センターの同じ資料の9ページに「市町村における虐待対応担当窓口職員の配置状況」ということで、これは平成27年4月1日現在で、市町村にどれだけの相談対応窓口の職員が配置されているかという現状の資料でございます。ここではそれぞれ人口規模もしくは都市別で分けておりまして、総数としては、一番右下に書いております8,411人の職員が配置されている。そのうち、例えば指定都市・児童相談所設置市であれば1,308人で、村であれば419人というような配置状況となります。

ちなみに、参考なのですが、この左側の8ページの一番上の欄ですが、27年4月1日現在の市町村数が書かれてございます。指定都市・児童相談所設置市であれば22、村であれば183という状況なのですが、このそれぞれの市町村数をもとに、9ページの一番下を書いてある担当窓口職員の、1市町村当たり何人ぐらい平均として配置されているかというものの、資料の方に書けばよかったですけれども、ちょっとそこが落ちておりまして、口頭で言わせていただきますと、左の方から、9ページの指定都市・児童相談所設置市は1,308人で、市町村数が22ですので、これを割り戻しますと1市平均59.5人の職員が配置されているということになります。その右側の市区、30万人以上ですと13.3人、市区の10～30万未満のところだと6.8人、さらにその右の市区で10万人未満のところでは4.2人、町のところでは3.0人、村のところでは2.3人というような配置になっています。やはりこれはかなり人口規模ですとか、それぞれの地域の実情に応じて配置人数の違いというものも踏まえて検討する必要があるのではないかと。ちなみに、全国平均で言うと4.8人という状況になっております。

さらに、この8,411人がどういった資格とかを持っているかというのは、その上のところに書いてありまして、ちょっとこれは細かいので、もう一枚めくっていただきまして、11ページ、一定の専門資格を有する者の割合ということで、それぞれ先ほどの区分ごとに分けたもので、やはり指定都市・児童相談所設置市ですとか一般市で大きいところ、人口が多いところについては、約8割の人たちが専門資格を持っておりますけれども、逆に町村などでは半分以下という状況になっています。

その下の12ページは、正規職員・正規以外の職員の割合ということになりまして、逆にこれは大きいところ、指定都市とかは8割弱が正規職員で、2割ちょっとが正規以外とい

うこととなりますけれども、町や村ですと9割以上が正規職員で対応しているという状況になっています。

さらに、右側の13ページのところは、それらの職員が専任か兼任かという状況ですけれども、大きいところ、指定都市・児童相談所設置市では4割弱のところは専任の職員で、逆に6割ちょっとは兼任ということになっています。人口30万人以上のところでは6割の職員が専任で、それ以外の4割が兼任という状況です。やはり小さいところだと、逆に町では専任が8.6%、村では専任が5.7%という状況で、9割以上が他の仕事と兼任でやっているという状況があります。本日の議論の参考になるかと思ひまして、御紹介をさせていただきました。

それでは、資料2-1の6ページに戻っていただきまして、この「主な職員」のところでお議論いただきたいことは、主な職務の内容をどこまで具体的に記載していくのかということですか、資格等の要件をどこまで限定するのかというようなことを書かせていただいております。

「7. 施設・設備」につきましては、標準的な施設・設備を記載しておりまして、御意見の中で、7ページですけれども、相談していることを知られたくない保護者が多く、遊びに行ったついでに相談できるというような環境設定が必要ではないかというような御意見をいただいておりますので、親子の交流スペースというものを追加させていただいております。

御議論いただきたいこととしましては、既存の建物等を活用して支援拠点を設置する市区町村が多いと思われましても、必要な施設等について、どのように整理するのかということを書かせていただいております。

最後の「8. 関係機関との連携」ということで、やはり児童相談所との連携は非常に重要だということで、今回、別で書かせていただいております。

さらに、7ページのその下のワーキンググループでの主な議論の一番上のところでは、ソーシャルワークとして市町村が機能するためには、社会資源である児童家庭支援センターですとか民間団体等との連携のあり方を示すことが必要ではないかという御意見もいただいております。

8ページのところで御議論いただきたいこととしましては、児童相談所との連携について、どこまで具体的に記載するのか。他の関係機関との連携の整理をどこまで具体的に記載するのかというようなことを書かせていただいております。

以上、前回と追加の御意見を反映させた資料を御用意させていただきましたけれども、今回、さらに議論を深めていただきたいと思ひます。先ほどの地域の実情、現状をどのように考慮して、標準的な内容を示していくかということが議論のポイントになるのではないかと考えております。

資料2-1の説明については、以上です。

あと最後、簡単に配付している資料で、参考資料2-1と2-2ですが、これは前回、

奥山構成員から、新たな時代に対応した福祉の提供ビジョンというようなものも国の方から出されていて、こういったものも見据えながら議論を進めていく必要があるのではないかとということで、その関連の資料を参考資料2-1、2-2として入れさせていただいております。

さらに、参考資料3では「市町村児童家庭相談援助指針の改正案について」ということで、これはいわゆる児童相談所の運営指針に対応する市町村版になりますけれども、これについて、6月3日の公布日と10月1日施行分について所要の改正を行う必要があつて、それを10月末を目途に各自治体に対して通知する予定の案ということで、今回お示しをさせていただいております。今回は、法改正に伴う形式的な改正ということで、主な改正点のところにも書いてありますけれども、児童の福祉を保障するための原理の明確化のことですとか、家庭と同様の環境における養育の推進など、こういった今回法律の中に盛り込まれたことを形式的に書かせていただいたということで、抜本的な改正につきましては、今後このワーキンググループの中で御議論いただいて、来年4月1日の施行分も含めて年度末に発出を行っていくというような予定になっております。とりあえず現時点のものを参考としてお配りさせていただいております。

あと、参考資料4で、本体の方も配付しておりますけれども、死亡事例の検証結果、今回で第12次報告になります。これについては、丁度前回、第2回のワーキンググループと同じ日に公表させていただきましたので、その関連資料を付けておりますので、参考にご覧いただきたいと思っております。

少し長くなりましたけれども、説明は以上でございます。

○松本座長 どうもありがとうございます。

それでは、御質問等あるかと思っておりますけれども、構成員の方から資料の御説明をいただいてから、一括して質問と議論に直接入りたいと思っております。

引き続き、関連資料を御提出いただいた構成員から御発言をいただきたいと思っております。時間の都合がありますので、大体お一人5分をめぐりをお願いできればと思っております。残りの発言は、他の方も含めて後段の議論のところであわせてと思っております。

最初に、資料の順番で、井上構成員の方からお願いいたします。

○井上構成員 井上です。それでは、類型について考えを述べたいと思っております。

一応、私の立ち位置は、母子保健、児童福祉、学校教育などの行政区分に属さない者であるということと、予防接種や乳幼児健診などを通し、乳幼児早期から母子と接する機会のある小児科医であるということです。

資料の0をご覧ください。類型を考える場合でも、改正された児童福祉法の第1条、第2条を常に念頭に置かなければならないということ、これに新たな時代に対応した福祉の提供ビジョンの観点を加えて検討する必要があるということ意識したいと思っております。

例えば若年妊婦である、精神疾患があるなどの理由で出産直後から赤ちゃんをケアできない状態の母親で、一時保護の必要があると判断され、乳児院にケアをお願いするケース

があったとします。資料1の大分県をご覧ください。例えば左の上部の中津市の場合、乳児院は真ん中辺の別府市にありますので、母親が少し落ちつき、赤ちゃんに会いたいなどなっても、車や特急電車で1時間近くかかるわけです。これに経済的な問題や精神的な苦痛が絡みますと、何度も会いに行くことができずに、結局赤ちゃんのケアを諦めるということが起こります。今回の改正では、このような状態は不適切ですというような判断がなされたわけです。

では、小規模の大分県で説明をします。この地図は、国土地理院のデータを参照しています。右上の赤い囲みにありますように、大分県の児童相談所は中央児童相談所と中津児童相談所の2つがあります。図の太い赤線がその境です。ですので、中津児童相談所は中津、宇佐、豊後高田、日田の4つの市を管轄し、それ以外は中央児童相談所が担当しています。

次に、オレンジの囲みは福祉事務所がある市町村です。市町村合併をしなかった4つの町村以外、全ての地に福祉事務所があることを示しています。ここで示したいことは、南部の佐伯市は人口約3万、その横の豊肥医療圏が合わせて約6万ですが、実際の生活を見ますと、山間部で地図上では隣町であっても、移動するには谷を下って幹線道路に入り、また谷を上らなければならないというような事情があるということです。逆に、高速道路が整備された場所は、かかる時間は同じで長い距離を移動でき、より充実した施設のある大分市などへは簡単にアクセスできるということになります。ですので、このような事情は各県の地理的状況や道路・鉄道事情に大きく左右されますので、目安としての人口区分で3型を作りましても、各県の事情に合わせてそれを国が監督するのが妥当と思います。

この住民の視点や生活に寄り添うシステムづくりとして、地域包括ケアビジョンとかの観点も加えて検討しますと、子ども虐待ケアの地域システムで欠くことのできない基幹病院とか保健所の設置も含まれた二次医療圏の考え方を福祉事務所とともに地域支援拠点の区割りにも反映させた方が、住民に優しいシステムになるのではないかと考えています。

市区町村業務の地区担当制の同様のシステムが動いています。

なお、大分県の市町村は全部で18であり、この全てに要保護児童対策地域協議会が設置されています。ただ、運営状況の内容は各市町村で異なっており、今後、今回の法改正を受けて、ワーキング・ミニマムなどを整理する必要があるなど改めて思いました。

では、資料2の北海道の地図をご覧ください。ここでも赤の9つの児童相談所、オレンジの福祉事務所、黒線の二次医療圏で分割しています。ここでは、札幌市児童福祉総合センター、旭川、釧路児童相談所の3つを比べながら、利用者である住民や子どもの視点に立って論じたかったのですが、時間の関係で無理ですので簡単に述べます。

札幌市は省略しました。

資料3、4の旭川児童相談所の資料では、この広大な管轄範囲をどのようにすれば大分県のところで述べたような今後の新しい理念に基づいたケアが提供できるかを考えていただけたらと思います。

資料の4に、赤は富良野市近辺、緑は士別市、名寄市、その他の小さい町村、それから旭川の周辺に分けているのですけれども、実際の地図で見ますと、人の動きを全体で考えていきますと、これを一括して見ていくというのはやはり難しく、黒線の二次医療圏のところで括るとちょうど同じようなくくりでなっているというのがわかります。ですから、やはり人の生活とか、既にあるシステムに乗っけていくということが大事なのではないかと思いました。

資料5と6は、釧路児童相談所の業務概要からです。この資料で伝えたいことは、児童福祉部の作成した資料ですが、母子保健や学校教育からの統計データを盛り込んでいまして、その地域の子どものに関する資料をきちんと作成している点です。ここには準備していませんが、釧路児童相談所内の区割りごとの担当者名もちゃんと載っておりました。

資料7は要保護児童対策地域協議会の設置状況につき、協議会名称と事務局を示しています。さまざまなあり方があるのが分かると思います。見てお分かりのとおり、高齢者の介護福祉課とかいろいろなところが要保護児童対策地域協議会を持っているところもあるのだなど、改めて思ったところです。

いずれにしても、北海道の各児童相談所から出されている業務概要は、よく整理されておりましたので、とても役に立つと思いました。

最後に、従来保健所が作成している母子保健統計に児童福祉の業務である乳幼児全戸訪問事業の訪問率とか継続訪問数、率などを追加し、それに1歳6カ月とか3歳児健診の結果だけではなくて、1カ月健診、4カ月健診、7・8カ月健診あるいは10カ月健診、そして5歳児相談会の健診結果もつけ加えていきますと、就学前の地域の子どもの状態がかなり正確に把握できるということがわかります。

続いて、就学後は学校教育課が中心となるのですが、2～3年前に文部科学省が行いました所在不明の子どもの確認や不登校、いじめ、非行、児童虐待の可能性のある子どもを把握した資料を反映すれば、少なくとも義務教育期間までは全ての子どもたちについて市町村が把握できるような状況になると思います。それらの資料をもとに、児童福祉が要保護児童対策地域協議会の対象児童を単に児童虐待に特化せずに、その子どもの人生において困りのあるような場合は、たとえ医療的ケアの必要な子どもや身体障害であったとしても、また、子どもの貧困などに代表されるような経済的困難であったとしても、その子とその家族が住む市町村が、困りのある家族ごとに把握していき、必要な支援を提供するようにしていけば、子どものウェル・ビーイングに焦点を当てた真のケアシステムが構築されるようになるのではないかと思います。

ちょっと長くなりましたが、2つ資料がありましたので、残りをちょっとだけお話しします。

市町村の支援業務について、その後、述べております。この中で大切なことは、母子手帳の交付に関して、必ず保健師が行うということが大切で、ここからいろいろなことがスタートするのだなど非常に思います。ですので、単に手渡すだけではなくて、あくまでも

そのお母さんの産前産後のケアの支援がどこまであるかというお話を聞くような形で、個室でお話を聞きますと、いろいろなお母さんたちの困りが出てくるようですので、ここからスタートして、きちんと見ていく必要があるのではないかと思います。

それぞれに対していろいろな意見を載せておりますが、次に大切なことは、それぞれのまとめを子育て支援課だけですか、母子保健課だけですか、学校教育だけではないかと、相互がきれいに重なった形のところできちんとした検討会をするということが大事だと思います。

私たちとして一番、母子保健のところから児童福祉に関して大切だと思っているところは、10ページになりますが、その中にあります母子保健事業・養育支援訪問事業研究会という会があります。この会につきましては、11ページの4に書いてあるのですが、最低3カ月に1回、このこんにちは赤ちゃん訪問事業の結果をまとめて、母子保健事業・養育支援家庭訪問事業を研修会形式で報告しまして、養育支援家庭訪問事業と連動するということです。そこでいろいろな方たちがお会いして、顔を見せて話し合うことによって、問題になったので、では子育て支援課に行ってくださいというのではなく、連動していくというところがありますので、そういったところを意識しながら、その他の点も考えていけたらなと思っております。

すみません。長くなりました。以上です。

○松本座長 ありがとうございます。

それでは、引き続いて、加藤構成員、お願いいたします。

○加藤構成員 加藤でございます。

私の方は、後で配付されました資料3枚と、ネットワークの虐待ケース進行管理台帳が2枚ございます。

たたき台案の資料2-1についての私の意見は、支援の内容についてというところの書きぶりと、類型化ということについて少し補足していただきたく説明させていただきます。支援の内容のところを読んでおられますと、拠点が全て支援をやっていくというような内容に感じ取られましたので、要保護児童対策地域協議会や関係機関と一緒にやっていくというところについて文言を入れていただきたい内容を入れております。2ページの(3)の「支援計画の作成等」においても、拠点が支援計画を作るのではなくて、やはり必要に応じた中で関係機関とともに個別会議を開催し、情報を共有して見立てを行いながら支援計画を作成するという内容を入れていただきたいということで書きました。

(5)の「支援及び指導等」も、支援計画に基づきということで、必要な場合にはという次のところで、関係機関とともに役割分担をするを付記しております。

さらに、その下の幾つかのサービスを行うということについても、サービス提供は拠点がサービス提供を行うのではなくて、関係機関と協議をし、調整をした上で提供を行うというふうに文言をつけ加えていただきたいと思っております。

さらに、個々の家族の状況について、いろいろな課題があるわけですが、包括的な支援

を結びつける適切な支援を行うということですが、関係機関との連携、共同に対しては、実務者会議において調整機関のリーダーが進行支援に責任を持っていますので、そこをもう少し入れていただきたい。

支援計画については、資料があればということで、1つは、資料3の15ページからになります。これは、関係機関が一緒になってアセスメントをして、共同で共通したアセスメントをして支援方針を考えていくという趣旨のもとに作成しており、支援計画については、例えば17ページの下の記事がそれにあたります。ここには関係機関が共通の目標を立て、当面の課題を持ち関係機関が適宜自分の担当について役割を分担し取り組む。取組も、フィードバックをしながら目標に向けて支援を皆で共同でやっていくという趣旨です。個別のケース検討会議のためのものとして提出しています。

ただ、全ての子どもの支援計画を今の膨大な数の中で立てるというのは大変なことではあるのです。全てのケースについての進行管理は実務者会議がやっておりますので、実務者会議で泉南市が提供してくれました進行管理台帳にも支援方針という形で自由記述欄が設けられています。協議内容は、課題として挙げることを、毎回書いています。

さらにもう一枚の方ですが、そのもう一枚の方も、市町名を書いておりませんが、当面の援助方針という形でこのケースについて、新規ケースですが、どうやっていくかということも共同で皆で支援計画を立てていくことになっていきますので、こういったことで全ての子どもの支援計画が成り立っているというのが現状であります。ですから、そういう全体的ないろいろな機関と一緒にやっていくということが盛り込まれていくことが大事なのではないかと。

そして、類型化については後の資料でご覧いただきたいのですが、2枚目の資料のところでカラー刷りにしていただきました。前回の話ですが、子育て世代包括支援センターと地域子ども家庭支援拠点ということで、児童家庭相談が要保護児童対策協議会拠点という形で担っていくという図を描いてみました。ここではやはり常に、相談から必要であれば支援が届くというような仕組みが考えられるのではないかと、少しモデル的な形で描いてみました。

以上です。

○松本座長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続いて、後藤構成員からお願いいたします。

○後藤構成員 私の方からの提出資料は、事務局から提出いただいた今回の主な議論の対象となっている資料2-1についての意見を具体的に述べたものですので、後ほどまた資料2-1については順次、一つ一つ検討されるのかなと思うので、このペーパーを提出した後に気づいた点もありますが、それはまたその後の時間に触れさせていただくとして、とりあえず提出した資料についての御説明を申し上げます。

まず、資料2-1の1ページの下「3. 支援対象」のところですが、論点として挙げられた支援対象の明確化がどこまでという話ですが、私の意見としては、この要支援児童、

要保護児童、特定妊婦及びその家庭ということでも良いのかなと思っています。あとは具体的には各市町村の実情に委ねるのが適当かなという考え方です。

ただ、もし付記するとすれば、今までの議論で出ておりますように、広く全ての子ども・家庭を視野に入れながら、その必要度に応じて必要な支援を拠点として行っていくというようなことになろうかと思っています。いずれにしても、広く在宅支援を担うということになろうかと思えます。

それから、この定義の対象でいくと、これはまさに要保護児童対策地域協議会の支援対象と重なっていますので、これをどう整理するのかということ、そのうちの特に拠点が分担することになったケースを対象という考え方もできるかなと考えたところです。

次に「4. 支援内容」についてですが、これは整理の仕方を述べたものです。資料2-1の3ページに参考として改正児童福祉法第10条の2がありますが、これの内容の順番に沿って整理した方がわかりやすいのかなと考えた次第です。参考のところをご覧くださいと、拠点が行う内容として、まず実情の把握、情報の提供、これはその1つ前の児童福祉法第10条に市町村業務として掲げられているものの1、2です。これは個別ケースということではなくて、広くその管内の状況を全般的に把握、提供するものと考えていますので、これを先に1、2として出して、続いて相談、調査、指導、これはまさに個別ケースの相談援助に関わることで、これをちょっと詳しく、この順番に整理をして、続いて、関係機関との連絡調整、その他の必要な支援という順番で整理をしてはいかがだろうかという提案であります。

それから、その途中の個別ケースの相談対応については、1つ加えていただきたいこととして、市町村が通告の窓口でもありますので、虐待防止法に基づく虐待通告、児童福祉法に基づく要保護児童の通告、それから、改正児童福祉法で新たに入った要支援児童等に対する情報提供の受理、これを支援内容の中に盛り込むべきかなと考えたところです。

それから、論点としてあります児童相談所からの委託を受けて行う支援内容についての記載は、今、申し上げた個別ケースの対応の相談、調査、指導の中につけ加えるか、あるいは最後に別途、その後6として追記する形が考えられようかと思えます。

その他の必要な支援として、非行相談はどうなるかということもありましたけれども、当然、非行相談も要保護児童または要支援児童に含まれると思いますので、支援対象となり得ると思いますけれども、例示としてもう一つありました養育里親支援等も含めてどこまで対応するかについては、市町村の実情に委ねるのが適当かと考えました。

「5. 類型」についてです。これは後でまた詳しくお話を伺えればと思いますが、とりあえずメモについての説明です。人口規模の表現がこの3つの類型で45万、17万、5.6万と示されていますけれども、ここは何万人から何万人という形で幅を持たせて記載された方がわかりやすいかと思いました。

それから、論点で挙げられています他との関係性の整理についてですが、これは拠点の機能として最低限ははっきりさせておくべきことのみを記載して、その他については市町村

の実情に委ねても構わないということで書き分けた方が良かったと思います。

最後にその他として、今回資料を提供していただいていますけれども、前回、市町村運営指針等とどういう関係にあるのか、ちょっとわかりにくいなと私自身が思っていたのですが、冒頭に、今回の拠点についての運営指針の作成目的、趣旨なりを記載していただくと、そこら辺の関係が、今回の拠点の運営指針の位置づけといったようなものがわかりやすくなるかなと思った次第です。

以上であります。

○松本座長 ありがとうございます。

引き続いて、北村構成員、お願いいたします。

○北村構成員 豊橋市の北村です。

私からは、25ページに資料を付けてあります。総務省が平成22年に公表している資料になりますので、既に御存じの方もあるかもしれませんが、このような調査を行っておりまして、26ページに調査結果の一部を抜粋しております。上の段の1つ目が、児童相談所と市区町村の役割分担について、それぞれ児童福祉司と市区町村の担当者はどのように思っているのかというところですが、児童福祉司の方は「上手くいっていないと思う」または「どちらかといえば上手くいっていないと思う」と回答している児童福祉司が47%いる一方で、市区町村の担当者では約18%ということです。児童福祉司は上手くいっていないと思っているけれども、逆に市区町村の担当者はそこまで思っていないというあたりが、やはり意識のずれている部分といったところで、今後、拠点と児童相談所が連携していく中で、こういった溝のような部分が非常に効果的な運営に対して懸念される場所ではないかと思えます。

下の要保護児童対策地域協議会についても同様です。児童福祉司が「不十分だ」「どちらかといえば不十分だ」と思っている割合が42%あるのに対して、市区町村は12%しか思っていないというところでした。児童福祉司は機能していないのではないかと思っているけれども、市区町村はこれで機能していると思っているというあたりに、やはり上手くいっていない部分があるのではないかと思いますので、こういったところが意識として、拠点を中心として連携していける場所が必要になってくるのかなと思っています。若干古い資料になりますが、御紹介させていただきました。

あと、27ページです。これは26年度になってしまうのですが、福祉行政報告例の数値を一部抜粋した資料になっています。拠点の中で今後議論になるところなのですが、児童福祉司指導、いわゆる児童福祉法の27条2号措置のところですが、全国的には6,300件があるようでして、全体の相談の受付総数に対しますと1.5%の対応になっているところですが、各都道府県の状況を見ても、東京の3,000件というあたりですとか、逆にその上の千葉県が1件となっています。都道府県においても、こういった措置の対応にばらつきがある中で、市区町村の支援拠点にはこういった福祉司指導を、指導措置の委託を受けるというところをどこまで用意していくべきなのかというところが若干、実情の部分でいくとずれ

ているところがあるのかなと感じています。

28ページを見ていただきますと、特に真ん中の児童福祉司指導の割合順に、上位、多いところでは相談受付数の東京都は9.7%はこういった福祉司指導を活用しているけれども、少ないところでいくと本当に0.01%、0.04%といった割合です。年間に1件あるかないかといった福祉司指導に対して、支援拠点がどういう対応をするのかということを書き込んでいくことが、このモデルとして必要になるのかどうかというところにちょっと疑問を感じるところがありました。

こういったところがこれまでも井上先生の方からも出ているように、地域の実情であったり、都道府県ごとの考え方ですとか対応も必要になってくる部分があるのかなというところと、都道府県において2号指導の扱いをどのように考えるかというところも必要ではないかと思えますし、そもそも現状、児童相談所も福祉司指導というのを児童相談所同士の中でも対応に差があるのかなと思うと、そのあたりを支援拠点がどのように受けていけば良いのかというのは、都道府県レベルでの整理というののもかなり必要ではないかと思えます。

以上です。

○松本座長 ありがとうございます。

引き続き、吉澤構成員、お願いいたします。

○吉澤構成員 渋谷区の吉澤です。

私は、資料に4点挙げました。すみません、最後は脱字で「保健師の活用」を4番としていただければと思います。

私は、今回の資料2-1を見させていただいての意見というところになりますので、この後、御議論がされるかと思えますけれども、少し報告させていただきたいと思えます。

まず、支援の対象なのですけれども、そもそも先ほども御意見がありましたように、何で拠点をつくらなければならないのかということを確認にする必要があるかと思えますけれども、私は、6月3日にいただいた児童福祉法等の一部改正の通知の中に明確に、市町村における支援拠点の整備については児童虐待の発生時の迅速・的確な対応の方策というところに位置づけられているという理解をスタートの段階からしておりますので、この対象がぼやけることに対しては、現場の感覚で言うと非常に困るなという印象を持っています。ですので、もちろんそこには、子どもをすぐ保護するかしないかという差し迫った事例もありますけれども、さ湯をどうやって作れば良いのかというような相談も子供家庭支援センターには入っております。ですが、やはり中心は児童福祉法上に定められている要保護児童、要支援児童、特定妊婦というところを支援の対象として考えていかないと、何のために拠点を作るのかなというのは非常に疑問を感じています。私の意見です。

それから、現場は本当に困っています。多分、児童相談所も困っていると思えます。いち早くシステムができて、膨大な数の相談、通告が寄せられています。それに丁寧に対応しないとならないです。そういうことを考えると、この拠点のあり方を明確にしていくと

いうことは、現場にとっては切実な思いですので、是非そのことを御報告したいと思えます。

あわせて、3番になるのですけれども、では、ポピュレーションアプローチとか新たな社会的養育というところを手薄にして良いのかということ、それはまた違うと思うのです。そのことについては、今日の資料にもありますけれども、昨年9月に出された新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン、そこから「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が立ち上がって、10月4日には第1回地域力強化ワーキンググループ、今回の資料にも載っております。その中で重要なこととして言われていることは、分野を問わずして相談のワンストップサービスの構築というところが一つ大きなところだと思います。それから、公助だけではなくて自助、互助、共助の仕組みをどうやってつくっていくかということが恐らくこれからの日本の未来に重要だということで、この間もこの場で奥山先生の方からも随分と提言されたのではないかと思います。

その点については、やはり子育て世代包括支援センターをどのように各市町村が機能させていくのかということが重要ではないかと私は思っています。ですので、支援拠点と子育て包括支援センターというところをもう少し分けて考えていく必要があるのではないかと思います。

その上で、2番になりますけれども、先ほど加藤先生からお話もあったように、要保護児童対策協議会の調整機関というのは、今、非常に重要な役割を果たしていて、今回お示しされていた支援内容のところ、調査ですとか情報の収集とか提供ということがありますけれども、実際、現場の中では個人情報などをどう扱うかということが非常に慎重に、そして難しい差なのです。我々は現場の中で、要保護児童対策地域協議会の第25条の2に基づいて情報を提供してくださいということを必ずまぐら言葉のようにいろいろな関係機関に言います。それから、ケース会議はまさに連携の場であって、そこで支援の方針が決まっていくわけですけれども、このケース会議、もしくは実務者会議、進行管理ですね。その要保護児童対策地域協議会の会議のところでも、必ずまぐら言葉のように要保護児童対策協議会25条の2に基づいてというふうに、その意義と情報の扱いについて皆さんに、場合によっては一筆を書いてサインしていただきます。

その中で、やはり連携をして、そして支援の方向性というのが決まっていくのだと思いますので、ここで支援拠点がどういう計画を立てるのかということ、これを議論するよりは、要保護児童対策協議会をどのように各自治体の市町村の中で機能させていくかということの方が大変重要な、今後のテーマになってくるのかもしれないけれども、でも、このことと支援拠点を外すということは、原則的には現場の感覚では考えづらいというのが感想です。ですので、それぞれの自治体の実情はあるかと思いますけれども、基本的には支援拠点の中で要保護児童対策地域協議会を持つということを原則に考えて進めていくことが現実的な進め方ではないかというのが私の意見です。

最後に、保健師の活用ということで、いろいろなところで保健師という名称が出てくる

のですけれども、実は、我々保健師集団の努力が足りないからだと思うのですが、保健師は非常におもしろい専門性を持っているのです。もちろん医療、看護という4年間の専門的な大学での勉強をした上で国家試験に合格するわけですが、それ以外にそこに書いてあるように、これは私がざざっとまとめたものではあるのですが、平成25年4月19日に「地域における保健師の保健活動について」という健康局長からの通知があります。できればまた御用意していただければと思いますけれども、この中に保健師の専門性が、ちょっとここにまとめたような形で書かれています。

何が言いたいかということ、児童福祉に限らず、先ほどの新たな時代に対応した福祉の提供ビジョンというところでは、分野を問わずというところで今、共生社会というところで一方で議論が進んでいると思います。ですが、そのときにどうしてこういうことが議論になるかということ、恐らくそれぞれの分野ごとに、高齢者も、障害者も、もちろん子どもも、分野ごとに非常に日本は進んできているかと思います。ですが、それを横断的に橋渡ししていくようなものが少し欠落しているのではないかという議論が共生社会の方の第1回の会議でもなされていたようです。そういう点で言うと、保健師は非常にそれぞれの自治体の中で分散配置をされていて、私も高齢者部門にもいました。子ども・家庭の部門にもいました。障害の部門にもいました。他にもいろいろな部門に保健師が配置されていますので、この通知の中で一番重要なことと言われているのは、組織横断的な連携を図るよという言われています。そして、住民の主体性を重視して、それを後押しするような地域をつくっていく。そのためにはさまざまな計画に参画していくという言われています。それは非常に行政の中で専門性だと私は思っているのですけれども、とても特殊なおもしろい働き方をする職種です。もちろん個人のケースワークもきちんとできますし、地域を見ていくという視点を持っているのが保健師の専門性ですので、是非ここでは御紹介して、御理解いただければと思っています。

以上です。

○松本座長 ありがとうございます。引き続き、鈴木構成員、お願いいたします。

○鈴木構成員 すみません。当日になってしまいましたが、右肩に日本大学鈴木秀洋という形で提出資料、A4文書で3枚になっております。

配られた資料についてのコメントという形で出させていただきますが、第1の構成員限りの資料を見ていただきまして、その「要支援児童等（特定妊婦を含む）の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」というところの全体を通してなのですが、レジュメを見ていただきますと、全体を通しての共通事項で、ここでどういう形のものを出そうとしているかということにつきまして、1「基本的な考え方について」の（1）です。要保護の場合と別に、今回メインになってくると思うのです。要支援を前提にしていることについては分かるのですが、ここは現場でその区別を明確にすることは難しい。前回ありましたが、要保護、要支援の定義のところには拘泥するとなかなか難しいです。要支援専用のシートをつくって配って、また要保護と別のものを配るという

のはなかなか実務に浸透しがたいのかなというところで、私としましては、要保護の場合の情報シートと要支援の場合の情報シートは基本的には共通的なものを使って、要保護の場合は欄をまた1個設けて、チェック欄を設けて、その部分は別にするとか、あわせる形の方が実務の現場としては使いやすいと思います。

それについての理由としましては、※で書いたのですが、判断基準も曖昧で、要支援と要保護の点については、後に初期の見立てのものと大きく変わってくる。要保護なのか、要支援なのか。あとは時間的な経過で、要支援と思ったけれども要保護だという場合は、実務で通常ですので、そこについては共通シートみたいな形を考えた上での上乘せということが良いのかなと思っています。

1の(2)については飛ばします。

2の「情報提供を行う場合に留意すべきこと」についてです。情報提供の場合に同意を得ることを強調しますと、現場でどうなるかという、同意を得られなかったから情報提供できませんねというのが現実です。今もそのような形でなかなか情報は得られていません。なので、これについては原則として同意を得ることがというような形で、児童相談所の運営指針の改定のところにも出ていますが、原則的な形を記入しつつも仮に得られない場合はどうする、というような原則と例外的な形を一緒に書かないと、ここでストップしてしまうというのが現場での感覚です。

あと(2)「情報提供を関係機関に依頼する場合」ですが、先ほどの吉澤さんの話ともリンクしてきますが、様式が定まるとすごく良いのですが、その場合、根拠法令は確実に明記して様式に必ず入れるというのが必要で、何に基づいて医療の情報を提供しなければいけないのというような形は必ず出てきますので、様式を定める場合は根拠法令を、例えば法21条の10第5項に基づくとという形でちゃんと明記してあれば、この様式が全部どこでも使える。関係機関でいろいろなところに提示して、この法律に基づいて情報が欲しいのですよ、またはこの情報に基づいて提供しますということが出来ますので、そういう工夫が、細かく思えるかもしれませんが重要なことだと思っております。

次にレジユメの3「関係機関のそれぞれの役割」(1)「関係機関を紹介するとき」ですが、適切な窓口を紹介するというだけだと、現場ではわかりませんので、例えば児童相談所などちょっとしたポイントを入れていく、例示を1個でも入れていくというところが必要だと考えています。

3(2)「関係機関間のやり取りの書式統一」のところでは関係機関間で共通シートを使用するような強力な働きかけができないのかなと思っています。今までもそれぞれの機関でシート作成はしているのでしょうけれども、現場のところでは、例えば保健師だとか、教育だとか、違う部署では全然違うシートを使っているの、自分のところのシートを使っています。それを福祉とか保健部門では多いのですけれども、文書同士のやり取りをしないで、ケースのやり取りを口頭で行っている、それを聞くのは一人一人ではないので、皆捉え方も違うので、共通シートをいろいろな部署が共通して持つとい

う形にすれば、そこに書き込みをして、たたき台の前提ができる、情報共有の前提ができると考えています。

逆に、ここに書きましたが、共通シートを使っても時間がかかるのに、共通シートがなければもう1回、一からいろいろな機関のシートをそれぞればらばらにつくってあわせるというところが非常に難しくなってきます。

レジュメ4「病院、診療所等の関係機関との関係」については、病院とか診療所については、市区町村に繋げる必要があるんだという説明を詳細に加えた通知を出して徹底していただければ良いなと考えております。

レジュメ5「その他の地域の保育園等」との関係です。保育園とか地域子育て支援拠点、これらの機関は、皆当事者なわけであって、例えば要保護児童対策地域協議会を構成するメンバーということであれば当然個別ケース会議等に出席して、役割分担をすることというか、そのような形の記述をしていく必要があると考えております。

レジュメ6「私立学校等との関係」についてです。関係機関と調整をしていて、私立だから情報提供できません、私立だから関係ないですということがかなりありますので、私立だからということはありませんよというところで、そのような記述は強調して書き込んでいく必要があると思います。

第2のところになります。私のレジュメの2ページで網かけしております。参考資料3「市町村児童家庭相談援助指針の改正案について」です。この間の児童相談所運営指針とリンクした形の市町村版についてですが、これの21ページの4節「児童家庭相談援助の流れ」というのがあります。下から5行目のところで「互いが補いつつ」とあって、このまま出すのではないですよというのが前提だというのは当然分かっているのですが、例えばこういう形だけよりは、法律の役割分担とかを追記して、少し具体性を持たせる。

あとは、レジュメ2の50ページのところで、そこは結構大きな話になってくると思うのですが、「市町村指導」のマル3で「専門的な知見からの助言」とありますが、ここも他の部会でも話されているのでしょうけれども、何が専門的なのかというのはかなり議論があるところだと思います。明確にした方が良いでしょう。児童相談所と市区町村のトラブルになってしまいます。例えば専門的な知見からの何かアドバイスが欲しいのですといった場合には、何が専門的なのかというのがわからない。専門的な知見と具体例が何かしらあった方がということで、私としては、レジュメの括弧に書いたのですが、市区町村にない資源としての児童相談所としては医学的な診断とか心理的な診断とかができる、その辺の専門的な知見というのであれば、それをちゃんと見立てて伝えるとかの文章で提示をするような形が必要なのかなと考えております。必要な指示とか援助についても同じです。先ほど例がありましたが、例えば指導の内容として注意喚起で終わるといった事例はすごく多いです。それが専門性というものではないでしょうというのが現場でやってきた感覚です。

レジュメ第2、3の51ページのマル4、ここの「市町村指導」というのも上記と同様で、勧告という形ではありますが、どのような形か文章で示すことが必要なのかなと思っており

ます。

レジュメ4、53ページの3で下線を引いてありますが、「児童相談所等が行うアフターケアへの協力」。ここで委託先として市町村が追加されています。この点については、どのような形で情報提供がなされて方針の共有が図られるのか、については記述が必要なのかなということ、児童養護施設があって、そこから出て、その市区町村にそのまま生活をするとある程度分かるのでしょうけれども、全然違うところに行っていて、そのところの情報が全くないということはあります。そのような場合については、一から生活についての情報を共有することが必要なもので、その点のコメントです。

あとはレジュメ5番目の「連携」のところ、第4節「学校、教育委員会等の関係」ということで76ページになります。ここについても、「積極的な情報提供を依頼すること」とありますが、前回発言させていただいたのですが、積極的な情報提供を依頼するのではなくて、学校側も子どもを守る当事者構成員なので、当然学校側が積極的に提供することという形の記述が必要なのかなと考えております。

レジュメ第3の2ページの下の方になります。参考資料2-2に関連して、私の考えとしましては、1「業務経験年数」で書いているように、業務経験年数6カ月未満の割合が市区町村では25.7%という数値がございましたが、組織の中で、例えば少なくとも10%とか、それを目指すというような数値目標は必要なのかなと考えております。

第3、2、「専門資格を有する割合」について、規模によるが、数値目標が必要というところも同様であります。

また、経験年数という指標はとる必要があるのではないかと。新人職員で資格を持っているから良いですとか、そういう形になってよいのかというところ、です。

第3、3、レジュメの最後のページです。結構ここは重要で、最初から議論になっていましたが、今回の子育て世代（母子健康）包括支援センター拠点についてというところ、です。これは機能設置で良いのだよというような議論がされるのだと思いますが、仮に機能設置でよいとした場合でも、もしそうならば届け出でおしまいではなくて、具体的にどの機関が、どの内容を担うのか。機関名まで含めて住民に公示するとか、その辺の指導や推奨が必要なのではないかと思います。

何故ならばと※に書いてありますが、自治体によっては、今の段階でも機能で設置しているよというところはあると思いますが、本当に設置しているといえるのか。改正の目玉であって、ここをまさに充実させるよと言っているときに、現状のままで良いですという話にはならないはずであって、何かしら上乘せがあって、子どもを守るためのシステムを作るのだというところ、で今回始まっているわけで、人が足りないとかいうことであれば、国の補助とかそういうところで補う話であって、そこについてちゃんと機関名を明示させるというところが担保として必要なのかなと思います。

最後になります。第4の2-1のたたき台のところを簡単に、※のところは前回発言させていただいたので、1の「趣旨・目的、実施主体」の※社会福祉法人のところは、これ

から議論すると思うのですが、やはり法人の構成員の資格とか経験年数、基準は示す必要があるのかなど。事故等に関する監査・監督の責任とか、保育園の事故等もあります。かなり重要なことかなと思います。

2が3となっていますが、3「支援対象」のところですが、ここは先ほどの繰り返しになります。定義論に拘泥すべきではなくて、結局かかわり方、緊急なのか、重大なのか、その点が重要だと考えています。

4「支援内容」について、やはり指針のようにもう少し詳細に定めるべきではないのかというところと、支援の前提として集めるべき調査事項にはどういうものがあるのかというところの明記が必要なのかなというところと、※の3つ目ですが、「市町村指導」については、制度的には今回初めて入れ込んだので、紛れさせてしまうものではなくて、責任の権限の所在、つまりボールがどこにあるのかというのをある程度明確にする意味で書き分けておく必要があると考えます。

あと、支援拠点は先ほどと重なって、対応事項の詳述は必須だなと。

5「類型」のところですが、ここは同じになります。1点だけ追加させていただくのだと、1人が負う事件数の目安というのはやはり何かしら必要なのかなど。100を超えないというような割合での示し方がないと守られない。自治体の現場で100件を超えてやっていますけれども、そこが一つの基準になるのかなと考えています。

主な職員のところについては省略いたします。

以上になります。

○松本座長 ありがとうございます。

残り40分なのですが、10分ぐらい時間を延長させていただいて議論というふうにしたいと思いますので、お含みおきください。

議論の進め方ですけれども、今、たたき台に沿ってですが、最初から潰していくというやり方をとらないでおこうと思います。お話を伺いながら。

○奥山眞紀子構成員 今、お話しになった方々への質問というのはないのですか。つまり、それぞれがこうだという話だけで、議論になっていないですね。今のお話に対してちょっと聞きたいこととかというのはできないのですか。

○松本座長 そちらを先にしますか。恐らく、そこからもう実質的に議論に入っていくような気がするのですが、ちょっとその前にということで、1つは、実施主体の御議論いただきたいことということ、これはむしろ支援対象と内容が固まってからの議論があった方が良くと思いますので、支援内容のことに関わって、できれば少し時間を使いたい。実施的にそこにいろいろなお話があったと思います。支援内容と関わって、支援対象のことも含まれるだろうということと、もう一つは、支援内容と関わって、関係機関との関係なり連携のあり方ということが何人かの方からかなり出ましたので、そこをどのように考えたら良いかと。要保護児童対策地域協議会との関係も含めて、支援内容と関わって関係機関との関係なり連携のあり方ということについて議論をできれば先行させたいと考えています。

その話があった上で、どういう職員が必要であるかとか、人口規模に応じてどのような形があり得るかというふうにする方が生産的かなと思ったので、それは一応私の考えです。議論は全部関連しますので、いろいろなところに飛ぶということはあるという前提です。

では、質問も含めて議論に入りたいと思いますけれども、今、奥山先生からまず質問の時間をとったらどうかということですので、そのあたりから始めたいと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○奥山眞紀子構成員 吉澤さんの方から、非常によくまとめてくださってあるのですが、改正児童福祉法において「児童虐待発生時の迅速・的確な対応」の方策と書いてあるのですが、児童福祉法を読むと、10条の2で、市町村は、前条第1項（市町村の業務）の業務を行うに当たり、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供と書いてあって、その他必要な支援を行うための拠点の整備に努めなければならないということで、虐待発生時の迅速・的確な対応とは書いていないと思うのです。

○吉澤構成員 御説明を今しましたけれども、私が見ているのは、児童福祉法等の一部を改正する法律の公布についての通知を見えています。

○奥山眞紀子構成員 では、通知を何故そういう形で出されたのでしょうか。法律そのものではない形で通知が出るのはちょっとおかしいのではないかと。

○松本座長 今のは事務局に対する御質問ですね。

○奥山眞紀子構成員 事務局です。

○松本座長 いかがですか、最初の通知のところはかなり限定的で、趣旨と違うのではないかとということです。お願いします。

○竹内虐待防止対策推進室長 虐待室長の竹内です。

今、手元に6月3日の公布通知がないので、正確にお答えするのは難しいのですが、実は私どもは法案の説明をするときに、こういうポンチ絵を使ってずっと説明してきておまして、今回の改正についても、いつも御説明させていただく中で大きく4つの柱で構成されていますと申し上げる中の1つには、「児童虐待発生時の迅速・的確な対応」について、今回より一層の強化を図るのですということを申し上げてきております。その中で、3つ目の柱のところはまさに「児童虐待発生時の迅速・的確な対応」という書き方をしてあって、ここには児童の安全を確保するための初期対応等が迅速、的確に行われるよう、市町村や児童相談所の体制や権限の強化等を行うということを説明してきております。恐らくこうした説明資料を持ってきて、要は柱立てのところの項目をこういう説明資料の中のものをもそのまま引用して作成してきているので、今、公布通知に具体的にどう書いてあるかというのはわかりませんが、恐らく3つ目の柱のところの書き方をそのまま引用してきている。

今、審議官から実際に公布通知をお借りしましたが、やはり3番目の柱として、児童虐

待発生時の迅速・的確な対応という柱を立てた上で、市町村における支援拠点の整備ということで、そこには改正の概要ということで、市町村は児童及び妊産婦の福祉に関し必要な支援を行うための拠点の整備に努めることとするという条文そのものも公布通知の中には書いてはあるのですけれども、それを全体ひっくるめる柱として、「児童虐待発生時の迅速・的確な対応」という項目を立ててしまっている。

○奥山眞紀子構成員 専門委員会では必ずしもそういう意見ではなかったと思うのです。もちろん、虐待通告の中で在宅支援になっているものが多いから、そこをどうしようかというところは議論の始まりではあったと思うのですけれども、市町村が子ども家庭支援を担うのだと、支援の中心は市町村なのだ、それをやる拠点を設けましょうという話だったはずで、虐待対応だけやるということではないと私は思っていましたし、そうであってほしいと思っています。

それから、先ほど来、そういう意味で全てが要保護児童対策地域協議会対応になるようなお話が加藤構成員や吉澤構成員から出ているのですけれども、例えば要支援で情報提供しました、家事援助を入れれば何とかなるからそれだけでいきましょうという形になっても、全部要保護児童対策地域協議会に上げなければならないとなると、物すごく大変になると思うのです。先ほど言いましたように、拠点は虐待対応だけではないわけです。全部やることを目的としているわけですから、そうなったらやはり要保護児童対策地域協議会に上げるケースは、関係機関が集まってやらなければいけないケースをピックアップしないとやっていけなくなるのではないかと私は思います。

○加藤構成員 よろしいでしょうか。私の「意見追加」のところの後ろの図を見てください。ここで今、奥山先生がおっしゃっていただいたように「地域子ども家庭支援拠点」は基本にあります。これは子どもと家庭の相談があったときにいろいろな相談があるわけですね。一般相談があって、これは子どもの子育て支援事業を使えば良いということで依頼をして振り分ける。それから、必要なニーズの相談があれば、それは紹介という形で相談に行く。情報を共有しながら機関連携をし、支援が必要となる場合は、要保護児童相談拠点という形できっちりとした、こういった図を書いてみたのです。

○吉澤構成員 いいですか。

○松本座長 ちょっとその前に、今、2点あって、最初の方の通知の書きぶりは、発生時の対応に限ったものではないということは前の専門委員会の議論であるし、そのところは通知の書きぶりを御検討いただく必要があるかと思っておりますので、その点の確認はよろしいですね。その上でということです。

次は、要保護児童対策地域協議会の関係ということが今、議論になりましたので、そこについてということをお願いします。

○吉澤構成員 虐待だけをやる部署を専門的な拠点とするべきだと私は考えているわけではなくて、虐待かもしれないと思って、要支援児童だと思ったのが要保護児童になることも、その逆もあるわけで、同じように、この拠点は相談の種別で言うといろいろな相談が

入ってくるかと思えます。今もそうです。その中で、虐待かもしれないと思って関係機関が連携していくと、そうではなくて、別のアプローチの方がより支援になることももちろんあるし、その逆もあるわけです。ですので、虐待かそうではないかということにこだわっているわけではなくて、そこで扱う緊急性ですとか、たくさん関係機関が関わっていないと進んでいけないような難しいケースを要保護児童対策協議会の中で取り組んで、その中で支援方策を進めていくというような拠点であるべきではないか。

もともと東京の子供家庭支援センターが一つのモデルとして考えられてきているということは提言の中でもされているかと思えますけれども、そのイメージで言うと、まさに東京の子供家庭支援センターで経験してきた身とすると、別に虐待だけではなくて、むしろそうではない相談の方が種別とすれば多いですので、全ての相談に乗るという意味では、奥山先生のお考えには全く異論はないというのが私の考えです。

○松本座長　お願いします。

○後藤構成員　要保護児童対策地域協議会と市町村というか拠点の対象の重なりがどういう関係になっているかということとも関連してくるかと思うのです。それが同心円の関係、どちらかがどちらかに含まれるのか、あるいは2つの円が一部重なっているのか、そういうことを今、発想しました。

それと、要保護児童対策地域協議会の場合は進行管理の対象ということで、要保護児童対策地域協議会の構成メンバーのどこかが主に対応するというところもあると思いますので、進行管理の対象としては広いけれども、実際に支援を直接担う部分は少ないとか、そういうくりもあるかと思えますので、そこら辺の整理をしないと、要保護児童対策地域協議会と拠点との関係が上手く整理できないのではないかと思います。対象がどういう重なりになるのかどうか、安部先生にお話をお伺いしたいと思ったのですが。

○松本座長　今、要保護児童対策地域協議会との関係で少し議論が出ましたので、そこについて、大事な論点の一つだと思いますので、御意見があれば重ねていただければと思います。

○安部構成員　安部です。

初めての参加なので議論についていけないのですが、ずっと議論されているみたいに、ポピュレーションアプローチが必要だということ、そして、心配な子どもにはしっかり関わっていきましょう、そして、本当に危ない子どもは児童相談所がしっかり関わるといふ、この仕組みは皆さん合意していると思うのです。そのポピュレーションアプローチと現在やっている要保護児童対策地域協議会との間の支援拠点というのが、先ほど後藤先生が言われましたけれども、どこなのだというのが私もまだわからないところなのです。

ただ、実は私、もう一つワーキンググループに入っていて、福祉人材の検討委員会でしたか、正式な名前は忘れちゃったけれども、調整機関に専門職を配置する。その専門職に研修を課す。必ず研修を受けなさいということで、たたき台をつくったので、ワーキングの

中でもまだオーソライズされていないのですけれども、3人で検討したときには、配置された調整機関の専門職は何を担うかという、コーディネートを担う。そのコーディネーターはソーシャルワークとコミュニティーワークと両方できる人を想定している。そういう人が担うべきというのを調整機関の専門職として配置する必要があるのではないかと考えていました。

なお且つ、これは私が言ったのですけれども、相談窓口に専門職を置くのではなくて、調整機関に専門職を置きなさいという法律なのです。ですから、要保護児童対策地域協議会はこれからますますコーディネートを力を入れていくようになっていく。ただの名簿の管理ではなくて、きちんと個別の支援ネットワークができていけるように、そういう意味でそれぞれのケースに支援計画を立てると同じことと同じで、きちんと支援計画が立てられるように、そして、立てられた支援計画できちんと支援が継続するように、見守りといってほったらかしにならないようなことを調整機関としてやりなさいというような議論になっていて、その議論と調整機関の専門職をどう養成するかということは、実は多分こととてもリンクしていて、両方が議論しながら、もしかしたら合同で考えなければいけないことかもしれないと思います。

話を戻しますと、要保護児童対策地域協議会の調整機関はやはり調整機能を重視していきましょうというようになってきたときに、その目指すものと支援拠点が、これは奥山先生に聞いた方が良いのかもしれないけれども、前回の専門委員会で議論された、きちんと地域で支援ができる体制を作りましょうということがどんなイメージなのかというのを教えていただきたいというか、それとも、ここでどんな議論がされているかということをもう少し明確にした方が良くないかなと思いました。

以上です。

○松本座長 では、奥山先生。

○奥山眞紀子構成員 多分、専門委員会の中でも何回か話されて、いろいろ議論があったのは、最初はもうそっくりそのまま市町村の、とにかく拠点が全部包含するみたいな形で考えていたのです。ただ、法律になったときは少し違っていたので、ポピュレーションアプローチの方が外へ出たようなイメージになってしまっていたということはありません。ただ、一番最初に考えたのは、拠点の中に全てが、要するに子ども家庭のところの部分は全部拠点の中で担おうという形をつくってくださいというイメージでいました。

その中で、私は先ほどからの要保護児童対策地域協議会の調整機関にしても、子ども家庭支援の拠点として重要なのはやはり責任を持つということだと思うのです。要保護児童対策地域協議会の調整機関が調整だけしました、はい、子どもがどうなっても良いですというわけではないので、ちゃんと要保護児童対策地域協議会が進んで、ちゃんと子どもの支援になっているような責任を市町村が持ってほしいということはあるのではないかと思います。

○松本座長 今の補足というか、受けてですけれども、やはり市町村がきちんと責任を持

っていけるような体制、地域をベースにしたソーシャルワーク機能をきちんと市町村が持てる、そういうことが大事ではないかという議論はずっと根っこにあったと思います。その話と、恐らく要保護児童対策地域協議会なり、あるいは関係機関の連携の話で、このたたき台のところではまだその書きぶりが十分でないということは加藤構成員がおっしゃいましたけれども、私もそこは同感です。別の場所をつくって、児童相談所とケースがぶん投げ合いになる、あっちなのかこっちなのかということは一番避けるべきことだろうと。そのときに、性格づけもそうですけれども、共同の仕組みをどのようにきちんと制度化していくのか。その中で市町村の責任をどのように位置づけていくのかということが、根っこのところの一番大きなことなのかなと個人的には考えています。そこを外すと、新しいものが一つできたというだけで、かえって混乱することにもなりかねないと、これは個人的に考えているところでもあります。ですので、市町村がきちんと責任を持って地域でソーシャルワーク機能を果たせる、そういう体制をどう作るか。

では、加賀美構成員。

○加賀美構成員 奥山先生のお話を少し補うという形になるかどうかわかりませんが、専門委員会の議論の中では、包括的な、総合型の子供家庭支援センターを市町村に作るというようなイメージで議論が始まったと思いました。名称は支援拠点となったのですが、そもそも要保護児童対策地域協議会自体が支援の機能というのは市町村によって大分温度差がありますし、きちんと子どもの支援ができていないわけですから、その支援をきちんとしないと子どもを救いきれないのだということで、その支援の仕組みとして養育支援あるいは家事援助まで含めて、市町村が総合的にそれをやる。もちろん、それをどこか他の機関と連携して担うということはまた別の問題として議論が出てくるとは思いますけれども、そういうイメージだったということをお願いしておきたいです。

○松本座長 どうぞ。

○高松構成員 小さな町で言いますと、本当に今、現実的に、要保護児童対策地域協議会の事務局を持っているところがコーディネーター的な役割を果たして、虐待だとか、支援だとか、養育だとか、すべてきているのですね。その中でいろいろケース会議をやりながら、関係機関と調整を図りながら進めているのが現状です。子育て世代包括支援センターの関係というところになっていきますけれども、実際、小さな町あたりはこの言葉自体で結構悩んでくるようなところがあるのかなと思います。今、要保護対策のところでは責任を持ってある程度やっているところが、この包括支援センターの存在によってぐちゃぐちゃになってしまわないかなというのが、すごく不安でもあります。

あと、専門職の配置なのでありますが、嘱託だとか非常勤でも良いというようなことを書いてありましたが、夜間にこういうことが発生することもあるとあって、私なんかは家まで電話がかかってきて警察に呼ばれたり、児童相談所と連絡したりすることが多々あります。そういう中で、そういう職員の配置体制で良いのかということにも問題があると思いますし、やはり小さい町で言いますと、本当に要保護児童対策地域協議会の方に重点を置き

ていくような考え方をしているところも多いのが現実かと思われま

○井上座長代理 高松構成員がすごく大事なことをおっしゃってくださったので、私たちも小規模のところと同じような考え方を持っておりまして、今ある現状の要保護児童対策地域協議会を大事にしておく。そして、次世代包括支援センターのところで特定妊婦さんとかを扱うときに、母子保健のことだからということで引いていたところに、それはちゃんとしなければいけないのですよということが決まったというところを明確にする。母子保健の中に私たちのところは1人コーディネーター役の人をつくって、そして、要保護児童対策地域協議会との関係をつくっていく段階でわかりやすい人、いろいろなことが分かって動ける人を明確に1人つくる。それから、要保護児童対策地域協議会側にも同じようにつくって、母子保健のこともしっかり分かって一緒にやっていく、学校ともコーディネーターと一緒にやっていけるようなコーディネーターを1人つくって行って、そこが連携していくというイメージでやっていくのですということを伝えた方が、私たちは良いのではないかなと思っているということをお伝えしたいと思います。

以上です。

○松本座長 他に関連して御意見はないですか。

お願いします。

○安部構成員 ちょっと不思議なのは、要保護児童対策地域協議会という言葉がいっぱい出てくるのですけれども、実は虐待通告を受けたりとか、母子保健業務をやっているのは市町村なのですね。市町村が何をやって、要保護児童対策地域協議会はある意味連合体なだけで、実体はないのです。なので、そういう意味で調整機関といいますか、一般的には事務局というのですが、事務局が相談対応もすれば、台帳整理もすれば、ケース会議も設定すればと何でもかんでもやっているの、そういう意味からすると拠点という言い方でポピュレーションアプローチから要保護、要支援まできちんと対応をつくっていきましよう。だから、要保護児童対策地域協議会に頼るのではなくて、要保護児童対策地域協議会は要保護児童対策地域協議会で大事なのだけれども、どうしても個別相談とか個別対応に追われてしまって、マネジメント機能が弱いのではないかな。そういう意味で出てきたのが、調整機関への専門職配置であり、支援拠点かなというふうに私は理解をして、全然別なことをするのではなくて、市町村が今までやってきた母子保健だとか子育て支援をしっかりやりましよう。それはポピュレーションとして皆が安心して子育てできるように、子どもが守られるようにという仕組みを作り、なおかつ、心配な子どもについては拠点という言い方で調整機能をしっかりやりましよう。それが専門職配置であり、支援拠点という言い方なのかなと理解をすると、そういう言い方で考えればわからなくもないかな。

だから、実体的に言えば、要保護児童対策地域協議会の強化ではなくて、調整機関が本来の調整機能をどう働かせるかというような議論にしていった方が良いのではないかなと思いました。

以上です。

○松本座長 奥山先生。

○奥山眞紀子構成員 先ほどの要保護児童対策地域協議会はバーチャルなわけですね。バーチャルなものと言うとおかしいのですけれども、ネットワークであって、実際に支援のノウハウを持っているところとしての市町村、それも必要なのだと思うのです。単にネットワークの調整、コーディネートだけではなくて、市町村が現実的に支援するわけですね。そこも入ってくると思うのです。

○井上座長代理 奥山先生が言われていることはよく分かるのですけれども、今、安部先生と同じで、要保護児童対策地域協議会という言葉の中で既にきちんと先生たちが言われる拠点としての業務をやっているところがあるのです。

○奥山眞紀子構成員 それは現実にあるのですけれども、考え方として、要保護児童対策地域協議会というのはネットワークのことを指すと。現実の支援も含んでいるのですよということを入れ込む。

○井上座長代理 それで、それが今回明確化されたということをしっかり打ち出した上で、今までやっていた要保護児童対策地域協議会の問題は、1つの市町村の中で、児童相談所にすぐ措置になるような重度の虐待の子どもさんたちがいたとしますね。そういう方たちの場合は、要保護児童対策地域協議会の中に、実は実務者会議に出てこないでさっさとそっちに行ってしまうということもあったのです。同じ市町村なのに、重度の子どもさんなのに、それは児童相談所措置になっているので要保護児童対策地域協議会の話し合いのところの統計としては出さないという形でやっているところも本当にあるのです。ですから、そういうことではいけない。その市町村が全部、重度の人たちも把握した上で、その中のケースの一部は児童相談所が今、見えていますけれども、先々また帰ってきますよ、そのときに知らないではいけませんよというところを明確化していくようなイメージを出していただいたら良いのではないかと思います。

以上です。

○鈴木構成員 1点いいですか。ここで議論するとき、単純化するとイコールで考えた方が良くはないかと思うのです。現場で要保護児童対策地域協議会と、先ほど概念とかバーチャルとおっしゃいましたけれども、基本的には全部、子どもなら子供家庭支援センターとか中心となって実際全部動いているわけであって、ただそこで関係機関とか他の機関から情報をもらうとか、ケースを全部進行管理するとかいうのはその機関だけに任せではダメでしょうという話で、一応関係機関をかぶせるというか、守秘義務という問題もあるので、法的に要保護児童対策地域協議会というものをつくっているわけですね。だから、それは要保護児童対策地域協議会という箱物があるわけではなくて、全部基本的にはイコールなわけであって、法的規制とか何かしらをかぶせるための概念、ネットワークならネットワークというものをつくっているだけなので、ここで議論するとき何をしましようというときに、要保護児童対策地域協議会と使うのではなく、子供家庭支援センター

とか子育て支援課とか、要するに市町村がやる役割を考えないと、要保護児童対策地域協議会はどこにあってというような話は全然無意味というか、児童相談所も要保護児童対策地域協議会の中に入っているとえば入っているわけですから、基本的には市区町村がやっている仕事にプラスアルファで、もう少し保健とも切れ目のない支援をするのだというところで今回上乘せになったので、そこをどうやっていくかという話はずななので、要保護児童対策地域協議会のところばかり議論していくとよくわからなくなってしまおうと思うのです。

○奥山眞紀子構成員 そうだと思います。私も、要保護児童対策地域協議会が前面に出てきていることでわからなくなっていると思うのです。要保護児童対策地域協議会の調整機関としての役割は、拠点の中の一部なのだと思うのです。

○吉澤構成員 では逆に、そうすると、奥山先生に御質問なのですけれども、今、一方で言われている子育て世代包括支援センターはどういう位置づけに理解をされているのでしょうか。

○奥山眞紀子構成員 実を言うと、一番先に私が絵を描いたときにはそれも中に入れていた。

○吉澤構成員 そうですね。それだったらすごく良いなと思います。

○奥山眞紀子構成員 中に入れていたのですけれども、法律になったときは外出しになってしまったので、2つ立ち並んでいるような形になってしまったのですね。

○吉澤構成員 もう今、それがすごく、多分少子化対策という問題と内閣府が出してきている、同じように、別の名称で、やはり実態を把握してプランを立ててとかいうものがまたあるかと思うのです。だから、似たようなことをいろいろな角度から錯綜しているのが現状かなと思うのです。私も、奥山先生が言うように、子育て世代包括支援センターもこの拠点の中に全部入ってくるというのはすごくすっきりして、そこに要保護児童対策地域協議会も入って、そうしたらそれもすごく壮大ですけれども、そういう子どもの全体のことを考える、計画を立てるとか、そのようなところで市町村が責任を持って実効性のある課題に取り組んで、役割分担をしながらだと思えますけれども、新しい拠点という、何かそういうセンターみたいなものを1つ建物を作るということでは多分ないと思うのです。今まであったものを上手に活用して、それをさらに充実していくことで、よりきめ細かい支援をしていこうというのが多分スタートだったのではないかと思うとちょっと安心はするのですけれども、でも、子育て世代包括支援センター、これは本当に今、御意見があったように市町村はこれをどうするのだろうというので大変困っている課題なのです。このこととどのようにくっ付けていっていただけるのかなと思います。

○高松構成員 本当に今、わからなくなってきているのが現実です。要保護児童対策地域協議会は確かにネットワークかもしれないけれども、その要保護児童対策地域協議会の事務局を持ってきたところというのは、一時保護ですとか児童相談所と連携して、かなりの支援を中心的にやってきているのが実態です。それが自分たちでできなければ、例えば保

健師さんにやっていただくとか、病院の看護師さんにやっていただくとか、いろいろな機関と連携してケース計画を立てやってきているのが現実です。その中で市町村は本当にいろいろな業務を持ちながらそれをやっていることは、物すごくきつい仕事でもあるのですが、市町村のお子さんの立場に立つと、ほってはおけないということで、要対協の中心となり活動舞台として重要な役割を果たしています。本当にただのネットワークと違って機能している市町村というのは、ないとは言えないかもしれないけれども、多くが責任を持ってやっているのが現状であり、ただのネットワークではもうなくなってきているような気がしています。

○安部構成員 私が言っているのは、ネットワークと言っているのではなくて、実際に市町村の子ども・家庭相談の窓口が直接支援もしながら皆に調査もするし、マネジメントもするという本当に多様なことをやっている気がするのです。それが無駄ということではなくて、とても良いやり方なのだけれども、えてして、本当に大変なケースへの直接支援に忙殺されてしまって、全部調整機関に、全部事務局に、全部相談員さんやっってください、保健師さんやっってください、何かあったら全部事務局にというふうに過重に負担になっているのではないかという気がするのです。

だからこそ、直接支援が要らないということではないけれども、もっと皆で支えるのが本来の要保護児童対策地域協議会でしょう。皆で支える仕組みをどうやって作ったら良いかということでの調整機関への専門職配置と私は理解したのです。

これは今ではなくて、10年先にこうなったら良いねということをも多分考えている。10年先にはこんなふうにするべきということを考えている議論ではないかと思うのです。

○松本座長 もうかなり時間が、残り時間のことも気にしながらということですが、実際に市町村なり地域ベースで支援をどうしていくのかということ、今どこがどうしているのかということと、本来どうあるべきかと。あとは関係機関の連携をどう作るかと、今どうつくられていて、本来はどうつくっていくべきかという議論が重なり合いながら出てきているように思うのです。

これは今日ここで決着がつくというよりも、議論は継続ということになると思いますけれども、もう一つは、関係機関との連携というときに、児童相談所とかとの連携なり、何人かの方から支援計画だとかアセスメントの仕方をどうやって共同でやっていくのかというようなことが出てきましたので、それはこういう拠点ができているときに、1つ物ができてばらばらになるというよりも、むしろそれを統合して共同でやっていけるような仕組みといいますか、そのように機能していくことが大事だと思っています。

その点について、私個人的にはそのように考えているのですけれども、何かお考えなり御意見のある方がいらっしゃったら。

どうぞ。

○安部構成員 1回目の資料に出していた気がするのですが、児童相談所と市町村との連携の一つに、今度、児童福祉法の改正で児童相談所に児童福祉司のスーパーバイザ

一が配置されます。その人は、児童相談所のスーパーバイズだけではなくて、市町村が持っているケースのスーパーバイズの責任も負ったら良いなと思っているのです。にらまないでください、後藤先生。児童相談所の仕事が増えると言われるかもしれない。

つまり、何をするかというと、進行管理会議、それから個別ケース検討会議に児童相談所の担当者ではなくて、その会議のスーパーバイザーとして出てきてほしい。そして、児童相談所の立場、児童相談所の応援ではなくて、このケースは何が問題なのだ、このケースはどういう支援が必要なのだ、それでそれは誰がどんなふうにするかはまた皆で話し合うことだけでも、ケースの見立てということを個別にOJTですね。実際のケースに応じてスーパーバイズできていくような役割もそのスーパーバイザーが持つということができると良いのではないかなと思っていました。

もう一つは、別のところで議論されているみたいですが、児童相談所と市町村との共通アセスメントシートというのが今、作られているはずなので、それを一つの目安にしても良いのかなと思いました。

以上です。

○松本座長 他はいかがですか。

奥山先生。

○奥山眞紀子構成員 その共通アセスメントシートという話がずっとあるのですけれども、実を言うと私はちょっと危惧しているのです。何故かということ、チェックリスト系の共通アセスメントシートで、チェックリストを、はいと言って、あちらに渡して終わりではまずいのです。アセスメントというのはストーリーだし、そこを一緒につくっていかねばいけないものであって、多分皆さんはそう思っているのだと思うのですけれども、それが現場におりたときに、チェックだけすればお互いに分かった気になってしまうということだけは避けてほしいということを私は要望したいと思います。

○松本座長 では、加藤さん。

○加藤構成員 共通アセスメントというのは、チェックを互いにするというのではなくて、個別ケース検討会議などで協議をするときの共通の言葉ということで用いるべきだと思います。ですから、考え方も異なっているのだけれど、どこに着地点を求めていくのかという場合に用います。虐待事例への対応は多職種、多機関で一緒にやっついていかなければいけないというときには、一緒に共通の言葉で共有して見立てていくことがすごく大事な作業になっていくかと思います。

○鈴木構成員 2点なのですが、今の共通シートで言うと、一緒にやろうというのは理想形だと思うのですけれども、現実には無理ですね。例えば電話がかかってきました、48時間ルールがあります。泣き声通報があって、どうやって見立てチェックをして、それをどこの機関とどう話すか。そのシートをつくって渡すというわけではなくて、そのときに一緒に会議をしようというのなら分かるのですけれども、皆がそれぞれ、児童相談所だったり、保健所だったり、いろいろな機関で共通シートを持っていれば、第一段階の問題とし

てはそのチェックの漏れはなくなるわけであって、その共通のものを要保護児童対策地域協議会だったら要保護児童対策地域協議会にいるメンバーは皆同じにしましょうとかいうことを少なくとも働きかけないと、シートもないのであればまた別々のことをやるわけであって、共通シートで済ますのではいけないというのはそのとおりだと思いますけれども、共通シートがないことは、かなり関係機関間の調整が現場の仕事負担を重くしているというのが現実なので、そこについて、私は共通シートは必要で、前もつくって様式も示しているのしょうけどけれども、児童福祉法も変わったのだし、これは強硬に今回は共通のものを出さないと、そうでないと命を守る時間が遅くなると思います。

もう一点、要保護児童対策地域協議会について、棚上げしたのでしょうか、1つだけ。今も関係機関はそれぞれ独立の機関であって、例えば保健所とか学校がある。もともといろいろな事件があって、ケースがあれば、当然そのやりとりはしているわけであって、それを要保護児童対策地域協議会と法的に呼ぶか呼ばないかというだけの話なので、そのところで要保護児童対策地域協議会と呼んで会議をわざと法的な枠組みを入れるというのは、守秘義務とかも外せるのです。そうでなければ、要保護児童対策地域協議会という枠組みをかぶせなければ守秘義務の問題が生じますので、そのネットワークに入れるかどうかという話で、要保護児童対策地域協議会を考えるべきであって、ワーキングでは、実際は個々の機関間の連携をどうするかという話を具体的に詰めていけば良い話なのかと思います。

○松本座長 共通のアセスメントシートをといるときに、これは私の個人的な考えなのですけれども、例えば合同で会議をするタイミングとか、初期アセスメントときちんとケアプランを立てるときのアセスメントはちょっと分けた方が良さそうな気がして、最初のアセスメントで初動で動くというときに、それが共通のものであるということはその後の動きをスムーズにするということと、もう一つは、その後、きちんと合同でアセスメントをして、ケアプランを共有する会議をちゃんと持つということをきちんと入れ込んでいかないと、そういうときにきちんと拠点の機能とかませるといって形でないで、先ほど危惧で申し上げましたけれども、新しいところが1つできて混乱するとか、ぶん投げ合いになるとかいうことを防げないだろうと思うのです。

そういうときに、児童相談所の指導委託、かなりばらつきがあるということで、ばらつきがあるので逆にそこを考えるのはどうなのだろうという御意見もあったかもしれませんが、逆にここはきちんと積極的に活用して、指導委託するのであれば、それはきちんとケアプランも共有して委託していく。投げるといよりは共同でやるという形で、児童相談所の方もそこはそういう形できちんと地域とつながるといふふうにしていかないとまずだろうと。あるいは措置解除のときも含めて、きちんとその後のケアプランを共有できるような指示をきちんとする。例えば合同の会議をこういったタイミングで持たなければいけないとか、そのような取り決めをきちんと作る。それはこの指針にも書く必要があると思いますし、全体で共有するような指針なりガイドラインのようなものを一方で作成する必

要もあると思いますけれども、そういうイメージがないと、今おっしゃったように具体的にどう連携するのか、実際の支援がどう行えるのか、そこできちんと自治体が責任を持ってやられることは何だと、責任を果たすとしたらどういうことかということがないと、そのときの具体的な姿が実際の共同の指針だと思うのです。

なので、そのようなものも実際にここに出して、どういう形になるかを出してではないと議論が先に進まないかなと思ったので、先ほど棚上げということは変ですけども、むしろ具体的な共同のあり方ということについて御意見を出していただいて、それをもとにもう少し具体的な形をつくっていくというふうにした方がよいのではないかと、これは私の意見です。

では、奥山さん。

○奥山眞紀子構成員 指導措置の委託とその他の共通アセスメントはまた別なのではないかと私は思っています。指導措置の委託というのは、あくまで指導措置は児童相談所の責任ですね。その中で支援の部分を市町村に委託するというわけですから、ある意味、支援計画は責任としては児童相談所が立てなければいけないと思うのです。

そうではなくて、通常の支援の場合には市町村が中心になって、いろいろな機関の共通アセスメントもあるでしょうし、児童相談所と一緒にいうのもあるかもしれませんが、それはまた別に考えた方がよいのではないと思うのです。

○吉澤構成員 今の意見については私も全く同感です。

児童相談所との連携というところに戻して東京の実態を少しお話しさせていただければ、奥山先生がすごくこんな顔をされていましたが、この間、東京ルールとガイドライン、こんな分厚いものが示されたかと思えます。あのよう東京ルールという名のもとで共通のアセスメントシートも東京都の児童相談所と子供家庭支援センターはツールとしてはあるのです。ですが、私の経験、鈴木さんの経験も是非聞かせていただきたいのですけれども、今、保健所として要保護児童対策地域協議会の中で児童相談所とも関わるのですが、議論するために持っている情報をきちんと精査して、正確な情報を紙に起こして各機関持ってきます。保育園もしかり、女性相談員の人もしかり、皆さん持ってきます。持ってこないのは児童相談所だけです。どうしてなのだろうといつも思いますけれども、持ってきません。共通のツールがあれば持ってきていただけるのであれば、それを是非持ってきていただきたいと思えますけれども、もうここにありますよね。我々は児童相談所に沿って、児童相談所が判断しやすいようにこのツールに沿って要支援児童のツールも、特定妊婦のツールも、渋谷区はつくっています。それに沿ってチェックをして、このような状態ですというふうに児童相談所にお渡しすることは、要保護児童対策地域協議会の会議の中で現に既にやっています。それでも児童相談所の方々は紙で持ってきません。どうしたら良いのでしょうかと非常に、ここで言う話ではないかもしれませんが、それぐらい児童相談所との連携は本当に難しいです。

そういう中で、知らなかったとか、直接会っていないからとか、紙に書いてあることだ

けだからといって温度差が生まれていくのです。本当にどうしたら良いのだろうなと思いますけれども、児童相談所との連携というのは大変重要なテーマの一つなので、是非この拠点の中に入れていただく必要があるのではないかと思います。

それから、東京都は既に第何期かの死亡事例の検証の結果から、もう5～6年たつと思いますけれども、今、チーフと言われる、多分これからスーパーバイザーになっていく方だと思いますけれども、毎月の進行管理、それから、子供家庭支援センターの所内会議を毎週やっているのですけれども、そここのところにアドバイザーという名目で来ていらっしゃると思いますが、私たちは連携する機会だと捉えて、何か上から下に助言をいただくというような感覚はあまりないのです。むしろこのように動いていただきたいというふうに協力的な態度で児童相談所の方を受け入れていて、是非この子を児童相談所に持って帰っていただいて、措置等できるように調整しているような気が現場とすればしています。

○松本座長 ありがとうございます。

今、吉澤さんがおっしゃったようなことが起こらないように、どのようにこれを使っていくのかということをもうちょっときちんと書かなければいけないと個人的には思っています。連携しましょうとか、連携を強化しましょうではなくて、何をすることが連携なのかということを書かないとまずかろうというのが個人的な意見です。

○奥山眞紀子構成員 実を言うと、東京都が子供家庭支援センターに東京ルールみたいなものを作ってしまって、正直言って、それが児童相談所の機能低下を招いた部分もあるのではないかと思います。というのは、本当に支援に児童相談所が入っていないのです。ある事例で、児童相談所が区と連携して支援をしたいといったときに、児童相談所さんに支援計画を書いてくださいといったら書けないのです。全く書けないのです。書けなくなってしまったのか、もともと書けなかったのかはわからないのですけれども、書けない人が多い。書ける福祉司は東京都にはもう何人かしかいないというぐらい、家族に支援をすることがほとんどできなくなっているという感じがします。

私は十数年前に子供家庭支援センターができたころには、区で大丈夫かと最初は思っていました。だけれども、10年たったら完璧に逆転しています。今、区とは連携できるけれども、児童相談所は連携できないという感じになっていて、本当にレベルが変わってきてしまったというのはあると思います。それは実情だと思います。

○松本座長 もう10分延長の時間も経過していますので、議論は、今日ここで整理をするというよりは継続するという形をとりたいと思います。ただ、申し訳ない、何の打ち合わせもないですけれども、井上先生、この後で座長と座長代理で論点を整理させていただいて、皆さんにもお流しして、次回また議論を継続するというふうにしたいと思います。

ここで一旦打ち切ってしまうということですが、やはり今日かなり踏み込んだ議論ができたと思います。まとまるという点ではまだですけれども、踏み込んだ形で、実際に今あるものとの関係、それは要保護児童対策地域協議会の持っている機能との関係をどうするのかということと、もう一つは児童相談所との関係をどうするかということは、市町村ベースに

してきちんと整理をしておかないとまずかろうということを改めて思いました。

次回ですけれども、事務局からも御案内があるかもしれませんが、ちょっと時間を長目にとらせていただいて、2時間というよりは3時間とかで議論の時間を確保して、少しまとまりのある形で作っていきたいということと、場合によっては、予定にありませんけれども、12月にもう1回入れていくというふうにして、議論の進捗を見ながら、1回予定より増やすということもお含みおきください。

それでは、事務局の方にお返しします。

○竹中虐待防止対策推進室長補佐 本日は御議論ありがとうございました。

今後のことについて、資料4を御用意させていただいたのでご覧いただきたいと思うのですが、A4横の「今後の進め方のイメージ（案）」ということで、今日第3回が終わって、第4回、今、座長からお話がありましたとおり、今回に引き続き支援拠点の運営指針の素案について御議論いただくということと、当初の予定では、市区町村業務の在宅支援の強化を図るために支援方策（ガイドライン）の策定に向けた議論を、当初の予定では次回から進めていこうと。このガイドラインは年度内にまとめていただき、これが先ほども御説明しました市町村援助指針の抜本的な改正につながっていくという流れを考えておりましたけれども、今回いろいろと御議論が出ましたので、そこまでできるかどうかというのをお含みおきいただきたいと思います。

また、今日も御議論いただきましたけれども、児童虐待対応に係る児童相談所と市町村の共通アセスメントツールについて、その案をお示しさせていただいて、御意見を是非いただきたいと考えてございます。

その後、当初の予定では2月まで会議があきますので、座長からお話がありましたとおり、12月の開催も含めて、また今後調整させていただきたいと思います。日程の調整もさせていただきます。

今回は、11月30日水曜日、1時半から当初は15時半までを予定しておりましたが、それを1時間延長させていただいて、16時半までの3時間ということで予定をしております。場所は、この建物の中で2つおとりて17階の専用第21会議室を予定しております。また構成員の方々には改めて御連絡をさしあげたいと思います。

事務局からは以上でございます。

○松本座長 ありがとうございます。

特に次回、御案内いただきましたように、ちょっと話題に出た共通アセスメントツールの案も出されるということです。ただ、ツールの検討というよりは、それをどのように生かして使っていくのかと。もう一つは、その使い方をきちんとどこまで明文化して書いていけるのかということの議論も含めてしたいと思います。それとの関係で、この拠点がどういう責任を持って役割を果たしていけるかという議論を重ねていきたいと考えておりますので、御意見よろしくお願ひいたします。メモでもいただくと大変助かります。

では、今日は以上であります。どうもありがとうございました。